



税理士法人 三澤 会計
みさわ財産コンサルティング(株)
社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター
みさわ行政書士法人

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90
TEL 0266 (52) 5544 (代)
FAX 0266 (52) 5545 (代)

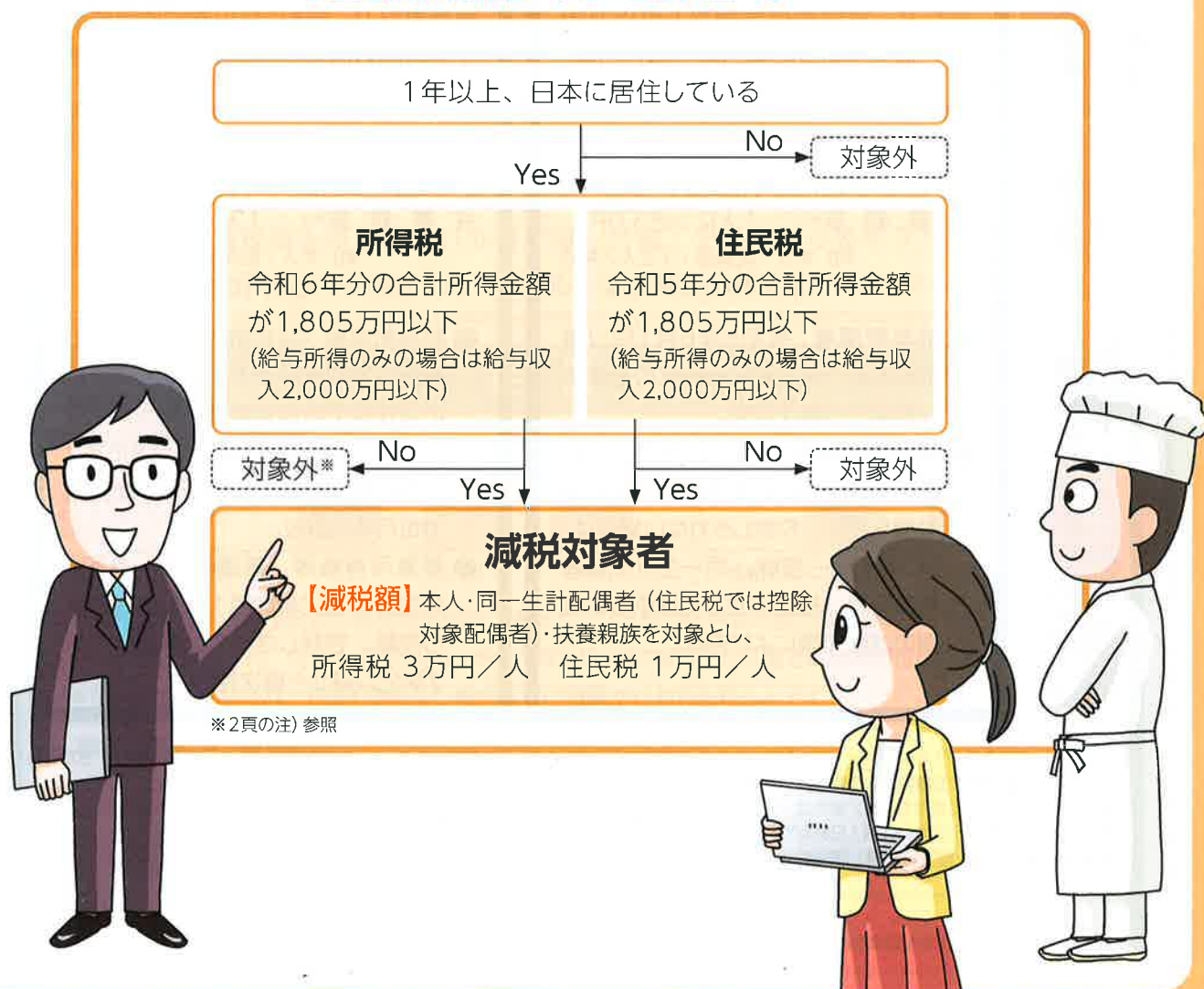
<http://misawakaikei.jp/> E-mail info@misawakaikei.jp

定額減税特集号

これで
安心!

給与計算担当者・個人事業者のための 「定額減税」の仕組みと 実務のポイント

定額減税の対象者は？



I 定額減税の仕組みを確認しよう!



定額減税とはどのようなものですか?



賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担軽減を目的に、一定要件のもと、所得税と住民税から1人当たり合計4万円の減税を行うというものです。

1. 定額減税の概要

定額減税の概要は以下のとおりです。減税対象者の所得税額および住民税の所得割額から、本人分と、同一生計配偶者（住民税では控除対象配偶者）・扶養親族（以下「同一生計配偶者等」）分の合計額が控除されます。

い

対象者

控除額

控除方法
(詳細は次頁参照)

所得税

令和6年6月1日以後

令和6年分所得税の納税者である居住者^{※1}で、合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合は給与収入2,000万円以下）の者^注

本人 : 3万円
同一生計配偶者^{※3} : 3万円
扶養親族^{※3} : 1人につき3万円
例) 本人・配偶者・子2人の場合
12万円 (3万円×4人)

- ① 給与所得者: 令和6年6月1日以後最初の給与等（賞与を含む）の源泉徴収税額から順次控除。
- ② 事業所得者等: 令和6年分の所得税の第1期分予定納税額から本人の減税額を控除。控除しきれない場合は、第2期分から控除。同一生計配偶者等の分は、確定申告または予定納税額の減額申請により控除。

住民税

令和6年6月1日以後

令和6年度分住民税の所得割の納税義務者^{※2}で、令和5年の合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合は給与収入2,000万円以下）の者

本人 : 1万円
控除対象配偶者^{※4} : 1万円
扶養親族^{※4} : 1人につき1万円
例) 本人・配偶者・子2人の場合
4万円 (1万円×4人)

- ① 給与所得者（特別徴収）: 令和6年6月分は特別徴収せず、令和6年度分の住民税の所得割額から減税額を差し引いた額を11等分し、令和6年7月から令和7年5月までの11か月間で毎月特別徴収。
- ② 事業所得者等（普通徴収）: 令和6年度分の住民税の第1期分納税額から控除。控除しきれない場合は、第2期分以降から順次控除。

注) 合計所得金額が1,805万円（給与所得のみの場合は給与収入2,000万円）を超える者は対象外ですが、給与所得者の場合、主たる給与の支払者のもとで①の方法で控除し、年末調整（もしくは確定申告）で精算することとなります。

※1 居住者…国内に住所を有し、または、現在まで引き続き1年以上居所（実際に住んでいる場所）を有する人。

※2 納税義務者…その年の1月1日時点で日本に住所がある人。

※3 居住者に限る。

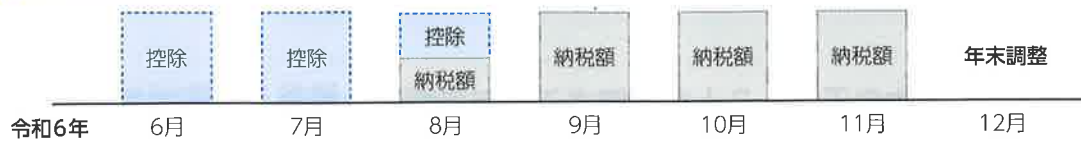
※4 国外居住者を除く。

2. 減税方法

- (1) 所得税について、給与所得者に対しては、令和6年6月1日以後の最初の給与等の源泉徴収税額から、事業所得者等の場合は、所得税に係る第1期分予定納税額から控除します。

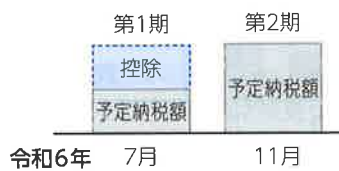
所 得 税

① 給与所得者



- 減税額 [(本人+同一生計配偶者等) × 3万円] を控除しきるまで、令和6年中の給与等（最後に支払われるものを除く）の源泉徴収税額から順次控除し、控除しきれない場合は年末調整で控除します。それでも控除しきれない場合は給付措置が行われる見込みです。

② 事業所得者等



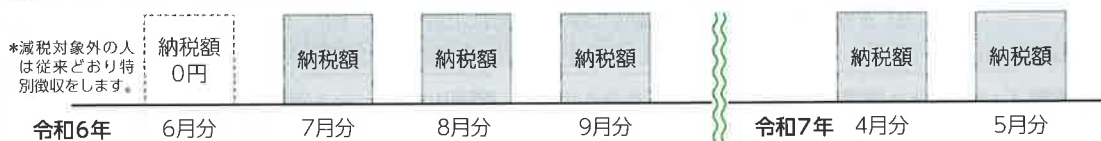
- 第1期分予定納税額から控除します。控除しきれない場合は、第2期分予定納税額から控除し、第2期分予定納税額からも控除しきれない場合は、確定申告で精算します。
- 同一生計配偶者等の控除は確定申告で行いますが「予定納税の減額申請」を行うことで、第1期分予定納税額から控除することもできます。

*減額申請手続のための措置として、令和6年分の第1期分予定納税額の納期が7月1日～9月30日とされるとともに、6月30日の現況に係る予定納税額の減額申請の期限が7月31日とされます。
*予定納税がない場合は、すべて確定申告で調整します。

- (2) 住民税について、給与所得者に対しては、令和6年6月分の特別徴収をせず、「年間の住民税額から減税額を差し引き11か月で割った額」を7月から翌年5月まで毎月特別徴収します。事業所得者等の場合は、住民税の第1期分の納税額から控除します。

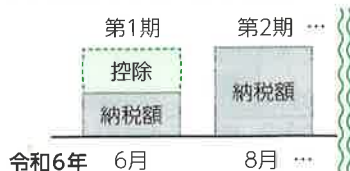
住 民 税

① 給与所得者（特別徴収）



- 令和6年6月分の住民税の特別徴収は行いません。[(年間の住民税の額-減税額) ÷ 11か月] で計算した金額が通知され、令和6年7月分から令和7年5月分までの11か月間で毎月特別徴収します。
- 所得割から控除され、控除しきれない場合は給付措置が行われる見込みです。

② 事業所得者等（普通徴収）



- 第1期分の納付額から控除されます。控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から順次控除されます。
- 所得割から控除され、控除しきれない場合は給付措置が行われる見込みです。

II ケーススタディ



減税額が、所得税額や住民税額よりも大きく、
全額控除できない場合はどうなりますか？



定額減税しきれないと見込まれる場合は、市区町村等
から各種の給付措置が行われる予定です。

ケース1 妻と小学生の子ども2人を扶養する給与所得者の場合（減税対象は4人）

定額減税の額： **所得税 12万円** + **住民税 4万円**

所得税：100,000円（6月・12月の賞与分を含む）／年 住民税（所得割）：36,000円／年

注）所得税・住民税の額は、解説のために設定した仮の数字です。また、住民税の均等割額は表記していません。

	令和6年	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
所得税	控除前の税額	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	10,000円	年末調整
	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	
	控除後の税額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
*控除しきれなかった分は年末調整で所得税額を限度として控除し、残りは給付措置が行われる見込み。									
住民税	控除前の税額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	...
	控除		控除	控除	控除	控除	控除	控除	...
	控除後の税額	徴収なし	0円	0円	0円	0円	0円	0円	令和7年5月まで
*控除しきれなかった分は給付措置が行われる見込み。									

ケース2 妻と小学生の子ども3人を扶養する事業所得者等の場合（減税対象は5人）

定額減税の額： **所得税 15万円** + **住民税 5万円**

所得税：150,000円／年 住民税（所得割）：35,000円／年

注）所得税・住民税の額は、解説のために仮で設定した数字です。また、住民税の均等割額は表記していません。

	令和6年	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
所得税	控除前の税額		50,000円				50,000円		
	控除額=30,000円 (本人分のみ)		控除				予定納税額		
	控除後の税額		20,000円				50,000円		
確定申告で、同一生計配偶者等の分も含めて調整									
*予定納税がない場合は、確定申告で所得税額を限度として控除。 *同一生計配偶者等の減額分は「予定納税の減額申請」により、予定納税額からの控除が可能。 *確定申告で控除しきれなかった分は給付措置が行われる見込み。									
住民税	控除前の税額	11,000円		8,000円		8,000円		令和7年1月	8,000円
	控除	控除		控除		控除		控除	
	控除後の税額	0円		0円		0円		0円	
*控除しきれなかった分は給付措置が行われる見込み。									

Ⅲ こんなときどうする？



給与所得者について、転職や退職、扶養親族の異動など、想定されるケースの対応方法を教えてください。



所得税については、年末調整で対応するケースが多いと思われます。いくつかのケースについて、以下の事例で見えていきましょう。

1. 年末調整で対応する事例 ■所得税の事例

Q1 控除開始時点や控除開始後に、令和6年分の合計所得金額が1,805万円超になると見込まれる場合はどうなりますか？

A1 年間の合計所得金額が1,805万円を超えることが見込まれる場合も、毎月の給与等の所得税から順次控除を行う必要があり、年末調整もしくは確定申告で精算することになります。



Q2 控除開始後に、結婚、出生、子どもの就職などが生じた場合はどうなりますか？

A2 「扶養控除等申告書」や「源泉徴収に係る定額減税のための申告書※」の記載事項に異動が生じても、減税額は変更せず毎月の給与等の源泉徴収税額から順次控除し、年末調整で精算します。同一生計配偶者等が国外転出をした場合も同様です。※6頁参照



Q3 令和6年6月2日以後に中途採用し、「扶養控除等申告書」を提出した社員の減税はどうなりますか？

A3 毎月の給与等の源泉徴収税額からの控除は行わず、年末調整時に控除することとなります。

2. その他の事例 ■所得税の事例 ■住民税の事例

Q1 従業員が複数から給与等を得ている場合はどうなりますか？

A1 「扶養控除等申告書」を提出した主たる給与等の支払者が定額減税を実施します。



Q2 年末調整で住宅借入金等特別控除がある場合の、定額減税の取扱いはどうなりますか？

A2 年末調整をする場合、住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に、定額減税分を控除します。

Q3 令和6年6月1日以後に退職した人についての取扱いはどうなりますか？

A3 令和6年中最後の給与等もらった後に退職した場合を除き、源泉徴収票の摘要欄への記載は不要です。※7頁参照

Q4 退職金の取扱いはどうなりますか？

A4 退職金は、減税対象の要件となる合計所得金額に含まれます。

■所得税については、確定申告により、定額減税の控除を受けられます。

☞現年分離課税の対象となる退職手当等に係る住民税の所得割額は、定額減税の対象となりません。



Q5 他の税額控除を行ったことで還付・充当を行う場合の定額減税の取扱いはどうなりますか？

A5 他の税額控除により住民税の所得割額から控除しきれない額が生じ、還付・充当を行う場合は、定額減税の対象とはなりません。なお、ふるさと納税については、定額減税前の所得割の2割とされているため従来と変わりません。

IV 給与計算担当者が押さえておきたい留意点



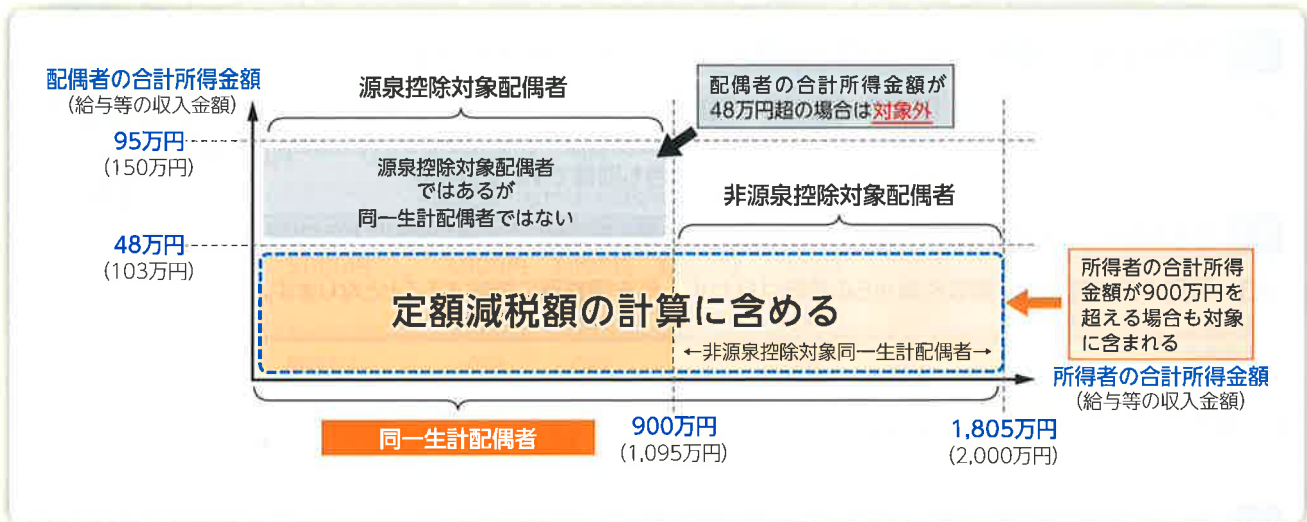
給与計算担当者が、実務上留意しておくべきことを教えてください。

同一生計配偶者等の確認が重要です。特に同一生計配偶者等に収入がある場合は注意しましょう。また、給与等の明細書や源泉徴収票に、控除額等の記載が必要です。併せて、各人ごとに各月の控除額等を、国税庁の「各人別控除事績簿」等を利用して管理しましょう！



1. 同一生計配偶者・扶養親族の確認は正確に！

- (1) 定額減税における「同一生計配偶者」は下図のとおりです。合計所得金額が48万円以下の人で、非源泉控除対象同一生計配偶者（合計所得金額900万円超の減税対象者の同一生計配偶者）も含まれます。



- (2) 「非源泉控除対象同一生計配偶者」は、「配偶者控除等申告書」で把握できる場合を除き、新たに「年末調整に係る定額減税のための申告書*」を社員から提出してもらうことで把握し、原則、年末調整で控除します。ただし、令和6年6月1日以後の最初の給与等の支払日までに「源泉徴収に係る定額減税のための申告書*」を提出してもらえば、減税額の計算の対象にすることができます。
- (3) 「扶養親族」は、「扶養控除等申告書」に記載された人です。「住民税に関する事項」に記載された16歳未満の扶養親族も含まれます。
- (4) 住民税の控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（減税対象者の合計所得金額が1,000万円超で、合計所得金額が48万円以下の配偶者）については、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除することとなります。

*いずれも定額減税を行うに当たり用意された新たな様式で、国税庁・定額減税特設サイトに様式案が掲載されています。

2. 給与等の明細書・源泉徴収票への減税額等の記載が必要！

- (1) 令和6年6月1日以後に交付する給与等の明細書への記載事項
当該給与等の所得税から控除した定額減税額。
- (2) 年末調整をして作成する源泉徴収票の摘要欄への記載事項
- ① 所得税の定額減税控除済額および控除しきれなかった額（控除外額）。
 - ② 合計所得金額が1,000万円超である減税対象者の同一生計配偶者（非控除対象配偶者）分の控除を実施した場合、その旨。

<(1)の記載例>

給与支払明細書
給与支給額 ×××円
源泉徴収税額 ×××円
⋮
定額減税額 (所得税) ×××円

<(2)の記載例>

令和6年分 給与所得の源泉徴収票											
△△市〇〇市1-2-3		1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6									
△△市〇〇市1-2-3		氏名 山川 太郎									
給与		14400000		12300000		2849930		1283000			
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 非控除対象配偶者減税有											

定額減税で必要になる「月次減税事務」「年調減税事務」

給与計算担当者は、「月次減税事務（令和6年6月1日以後に支払う給与等の源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務）」と「年調減税事務（年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務）」が必要となります。

<令和6年6月3日（月）に給与の支給を想定した場合の主な減税事務の流れ>

5月	住民税の特別徴収税額の通知（6月分は0円） 月次減税事務： 控除対象者の確認、各人別控除実績簿等による管理 月次減税額の計算（「扶養控除等申告書」「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」）
6月3日	給与等の支給（所得税の月次減税額の控除、住民税の特別徴収なし） 月次減税事務： 給与等の明細書への控除額の表示
7~11月	給与等の支給（所得税の月次減税額の控除、住民税の減税後の額の特別徴収） 月次減税事務： 給与等の明細書への控除額の表示
11月	年調減税事務： 対象者の確認（「基礎控除申告書」） 年調減税額の計算（「扶養控除等申告書」「配偶者控除等申告書」「年末調整に係る定額減税のための申告書」）
12月	年調減税事務： 年調減税額の控除 源泉徴収票への控除額等の表示

TKCシステムの給与計算機能で定額減税も“かんたん”に！

TKCの給与計算システム「PXシリーズ」では、従来の機能に加え、定額減税への対応として、令和6年4月末と5月中旬に下記の機能の追加を予定しています。

1 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の印刷機能（4月末予定）

「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を印刷できるようにします。選択により、システムに登録済みの配偶者、扶養親族を印刷できるようにすることで、社員が記入する手間を省くと同時に誤記入を防ぎます。

2 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」のWeb入力機能（5月中旬予定）

PXまいポータルで、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を社員が入力・提出し、給与計算担当者が受理できるようにします。

3 定額減税における控除対象等の確認・修正機能（5月中旬予定）

社員情報の登録内容から社員ごとに減税対象か否か、減税対象となる配偶者、扶養親族を判定して一覧形式で確認できるようにします。また、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に基づき修正できるようにします。

4 給与・賞与計算における控除額の計算（5月中旬予定）

上記3に基づき所得税からの控除額を自動計算します。

*住民税は従来どおり「住民税の予約入力」機能で入力した内容に基づき計算します。

5 給与(賞与)支払明細書への控除額の印刷（5月中旬予定）

控除後の所得税および控除額を表示します。また、コメント欄に「所得税減税累計額はXX,XXX円、次回以降の令和6年中の給与賞与であとXX,XXX円減税されます。」のような表示をします。

6 給与・賞与からの控除事績の確認（5月中旬予定）

各支給日の控除額を確認できるようにします。



PXシリーズ、あんしん給与、PXまいポータル、FXクラウドシリーズに搭載される機能

機能	PX2等	PXまいポータル	FXクラウド(給与)
「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の印刷	○	—	○
「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」のWeb入力	—	○	—
定額減税における控除対象等の確認・修正機能	○	—	○
給与・賞与計算における控除額の計算	○	—	○
給与(賞与)支払明細書への控除額の印刷	○	—	○
給与・賞与からの控除事績の確認	○	—	○